

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	一般国道 151号					
事業箇所	きたしたらくんとうえいちょう <small>みわ</small> 大字三輪 地内					
事業のあらまし	一般国道151号は長野県飯田市から愛知県豊橋市を結ぶ幹線道路であり、奥三河地域の交通の要となっている。当地区では三遠南信自動車道の開通後、観光目的の交通量が増加し、事故の危険性も増加している。近くにJR飯田線東栄駅や病院があり、学生や高齢者が車道脇を歩行せざるを得ない大変危険な状態であったため、幅員2.5mの歩道を整備したものである。					
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ① 歩行者の安全確保 <b>【副次目標】</b> （事前評価時に設定した場合、記載する） —					
事業費	事業費	内訳				
	0.9億円	■工事費 0.86億円、■用補費 0.01億円、■その他 0.02億円				
事業期間	採択年度	2017年度	着工年度	2017年度	完成年度	2019年度
事業内容	歩道設置 延長L=0.06km 幅員W=2.5m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> ・本事業の実施により、歩行者と自動車の通行が物理的に分離され、歩行者が安全に通行できるようになり、危険な交通環境が改善された。 <b>【達成状況に対する評価】</b> ・本事業区間について事業完了後、歩行者事故が発生していないことから安全な歩行空間が確保され、事業目標を達成しているものと考えられる。				
	2) 副次目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> — <b>【達成状況に対する評価】</b> —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	初期の事業目標を達成しているため、今後の事後評価の必要性はないものと考えられる。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善措置の必要性はないものと考えられる。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画・工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					